

補助金等交付申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等の申請額 _____ 円

4 補助事業等の実施期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

注 ① 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一のものであること。

② 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

事業等実施計画書（実績書）

補助金等の名称	様式
オール秋田で世界へ挑戦！産学官連携輸出促進プロジェクト補助金	別に定める
食品事業者生産性向上支援事業補助金	別に定める
食のリーディングカンパニー育成支援事業費補助金	別に定める
デジタルを活用した食のリーディングカンパニー育成支援事業費補助金	別に定める
食品産業価格高騰対策事業費補助金	別に定める

収 支 予 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

交付条件等変更承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助金等の交付条件等
について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 _____ 円

4 補助金等変更申請額 _____ 円

5 変更を受けたい理由

注 ① 変更計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

② 記載方法は黒二段書きとし、当初計画を上段 () 書きで、変更計画を下段に記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等を中止（廃止）
したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 _____ 円

4 中止（廃止）する理由

5 中止（廃止）する部分

補助事業等実施状況報告書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で交付決定を受けた補助事業等について実施
期間内の完了 (遂行) が困難となったので指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 _____ 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由 (事業遂行状況)

補助金等交付決定通知書

指 令

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

年 月 日付で申請のあった補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 交付決定額 _____ 円

交付決定額の内訳

補助対象事項	事業費総額	交付決定額	自己負担
	円	円	円

2 補助事業の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更等通知書

指 令

年 月 日

補 助 事 業 者 様

秋田県知事

年 月 日付け指令 をもって通知した補助金（負担金、交付金、利子補給金）の交付決定を次のとおり変更等することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により通知します。

- 1 変更等する事項
- 2 変更等の理由
- 3 変更等による新たな条件

交 付 額

変 更 前		変 更 等 後	
事 業 費	補 助 金	事 業 費	補 助 金
円	円	円	円

補助事業等遂行状況報告書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏名 (法人にあっては名称及び代表者職氏名)

年 月 日付け指令 で補助金等決定通知のあった補助事業等の実施
状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称 (種類)

2 補助金等交付決定額 _____ 円

3 実施状況

補助 事業名	年 間 計 画			月 日現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費	補助金交付 決定額	事業量	事業費	補助金 受領額				
		円	円		円	円	%			

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 _____ 円

4 補助金等実績額 _____ 円

5 差引増減額 _____ 円

6 交付決定年月 _____ 年 月 日

7 交付決定通知書指令番号 指令 ー

8 補助事業等終了日 _____ 年 月 日

※ 補助事業等の事業等実績書及び収支精算書については、別紙により添付のこと。

収 支 精 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

支出の部

区 分	本 年 度 精 算 額	本 年 度 予 算 額	差 引 増 減		摘 要
			増	減	
計					

補助金等概算払（前金払）申請書

（記号及び番号）

年 月 日

（あて先）秋田県知事

住所（法人にあっては事務所の所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

補助金等の概算（前金）払について（申請）

年 月 日付け指令 により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算（前金）払を受けたく申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 補助金等の決定額 _____ 円

5 既 受 領 額 _____ 円

6 今 回 請 求 額 _____ 円

7 概算（前金）払申請理由

取得財産目的外処分承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

補助事業等により取得 (効用の増加) した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等実施年度

4 財産の制限期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 目的外処分の内容

※ 目的外処分の内容については、使用・譲渡・交換・貸付・担保の場合を分けて記載すること。

交 付 決 定 前 着 工 届

(記号及び番号)

年 月 日

(あて先) 秋田県知事

住所 (法人にあつては事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては名称及び代表者職氏名)

下記の補助事業等について、別記条件を了承の上、補助金等の交付決定前に着工したいので、届け出ます。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等の種類
- 3 補助金等実施年度
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金等の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって着工した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、着工者が負担すること。
- 2 補助金等の交付決定を受けた額が申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内において、事業実施計画の変更は行わないこと。

請求書（概算払・前金払）

年 月 日

（あて先）秋田県知事（地方公所の長）
 （課（所）名）

債権者 住 所
 （TEL）

商号又は名称

氏 名

次のとおり請求します。

請求金額 ￥

内 訳	契約（指令）金額	￥
	前回受領額	￥
	今回請求額	￥
	今後請求予定額	￥

経費の内訳

（ 年 月 日付け指令 号による補助金等）

支払方法	口座振替払・隔地払・その他（ ）						
口座振替払の 振込銀行及び 口座番号	銀行					支店	当 普 別
隔地払の支払場所	銀行					支店	
摘要							

(参考)

秋 田 県 財 務 規 則 抜 粋

第九章 貸付金及び補助金等

第二節 補助金等

(補助金等)

第二百四十六条 この節において「補助金等」とは、次に掲げるもので条例の規定により交付するもの以外のものをいう。

一 補助金

二 負担金(共済負担金、地方消費税徴収取扱費負担金、国又は他の地方公共団体直轄事業負担金、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済負担金及び給付金並びに県が加入している組織及び団体に交付するものを除く。)

三 交付金(退職年金等交付金、市町村分収交付金、県有資産等所在市町村交付金、特別徴収義務者交付金、自動車取得税交付金、ゴルフ場利用税交付金、個人県民税徴収取扱費交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金を除く。)

四 利子補給金(法令で定めるものを除く。)

(交付の申請)

第二百四十七条 補助金等の交付を受けようとする者は、別に定める補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付決定)

第二百四十八条 知事は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、補助金等の適正な交付を行なうため必要があると認めるときは、申請に係る事項について当該補助金等の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の遂行を不当に困難とさせない範囲の修正を加えて決定することがある。

(交付の条件)

第二百四十九条 知事は、前条の決定をする場合においては、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件を付することがある。

(決定の通知)

第二百五十条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第二百五十一条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の通知を受けた場合において、当該

通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から十日以内に申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあつたときは、当該補助金等に係る交付の決定はなかつたものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第二百五十二条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更に より特別の必要が生じたときは、その決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業等のうちすでに経過した期間に相当する部分については、この限りでない。

- 2 第二百五十条(決定の通知)の規定は、前項の場合に準用する。

(状況報告)

第二百五十三条 補助事業等を行なう者(以下「補助事業者」という。)は、別に定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し知事に報告しなければならない。

(補助事業等の遂行等の命令)

第二百五十四条 知事は、補助事業者が提出する報告等により補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対して、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることがある。

- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等遂行の一時停止を命ずることがある。

(実績報告)

第二百五十五条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき又は知事の承認を受けて補助事業等を中止し、若しくは廃止したときは、実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第二百五十六条 知事は、前条の報告を受けた場合において、報告書の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、すでに行なつた交付の決定の変更を要するときは、第二百五十条(決定の通知)の例により通知するものとする。

(是正のための措置)

第二百五十七条 知事は、第二百五十五条(実績報告)の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これを適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることがある。

(補助金等の交付)

第二百五十八条 補助金等は、補助事業等の完了確認後交付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、投資的事業に対する補助金等にあつては、当該事業の既済部分が十分の五以上のものについて、当該既済部分に相当する補助金等の額の十分の九を限度とする額について概算払をすることがある。
- 3 知事は、前項に定めるもののほか、補助事業等の目的又は性質により特に必要があると認めるときは、概算払をすることがある。
- 4 知事は、第一項の規定にかかわらず、補助事業等の目的又は性質により、特に必要があると認めるときは、前金払をすることがある。

(補助金等の返還)

第二百五十九条 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取り消しに係る部分に関しすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

- 一 補助金等を他の目的に使用したとき。
 - 二 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
 - 三 補助事業等の施行方法が不適正であるとき。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、この規則の規定又は交付の条件に違反したとき。
- 2 知事は、第二百五十六条(補助金等の額の確定)の規定により確定した交付の決定額が、すでに交付した補助金等の額に満たないときは、その決定額をこえる部分について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(延滞金)

- 第二百六十条 補助事業者は、前条の規定により補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。
- 2 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(理由の提示)

第二百六十条の二 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第二百六十一条 補助事業者は、補助事業等により取得した財産又は効用の増加した財産で別に定めるものを、知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(調査等)

第二百六十二条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に報告をさせ、又は職員をして帳簿書類その他の物件を調査させることがある。

(補則)

第二百六十三条 知事が特に指定する補助金等については、この節の規定による手続の一部を省略することができる。